

施設番号	富山市太田 No.106
TEL/FAX	TEL 423 - 2531 FAX 423-2576

令和6年度

入園のしおり

重要事項説明書

幼保連携型認定こども園幼稚園

めぐみ幼稚園

【令和6年4月1日版】

目次

Section1	子ども達の健やかな育ちを、人と人々が響き合う優しい社会を めぐみ幼稚園の使命・役割	1
Section2	一人ひとりの子どもに強く生き抜く力が求められている時代だから めぐみ幼稚園の教育目標	3
Section3	教育環境をどう理解し、どう設定するか…子どもの育みのために めぐみ幼稚園の施設・設備環境	4
Section4	教育を担うため、教育内容には様々な工夫を… 個性的な主活動	5
Section5	子どもの可能性の引き出しには、日常の活動だけでは越えられないものがあります。 園行事の導入趣意	13
Section6	子どもの発達において、望ましい1日の流れのために 開園日・開園時間	15
Section7	生活リズムが多様化する中、子どもの育ちに沿った1日の流れをどう構築するか デイリープログラム - 1日の流れ -	16
Section8	食から学ぶことがたくさんあります。食育は重要な時代のテーマ 食事の提供・食育の方針	18
Section9	子どもは活動的、怪我や事故に対して万全の備えを 安全管理の方針	19
Section10	二次感染による幼稚園の集団感染が頻発、子どもの命を守るための共通理解が必要 二次感染防止の方針	21

Section11	発育・発達に合わせて健康状態を的確に掴んでおく。 健康管理の方針	22
Section12	子どもを傷つける大人が社会の中から姿を消す、開かれた時代が訪れるまで 不審者対策の方針	23
Section13	安全と安心の提供は、快適で清潔な教育環境から 衛生管理の方針	25
施設利用にあたって		
Section14	服装と持ち物	26
Section15	登降園について（欠席・早退・遅刻）	27
Section16	園児との約束事項	29
Section17	家庭や他施設との情報共有	30
Section18	個人情報管理	32
Section19	意見・要望・苦情管理	35
Section20	利用の開始・終了	37
Section21	利用料金・支払方法	38

法人の基本理念

真っ直ぐに伸びゆく子ども達へ…

子どもにとって…

「竹のように真っ直ぐに」これは、本園の教育信条の根本を表した言葉です。一つ一つの節を作りながら、天高く真っ直ぐに伸びていく竹は、根がしっかりとしていればこそ、風雨にも負けない強さとしなやかさが生まれます。人間の教育も同じことです。幼児期はりっぱな根を培う大切な時期であり、適期でもあります。小さな身体に無限な可能性を秘めた子ども達。ひとり一人の大切な人格、感覚、意欲、心情、態度等の土台をつくる、この貴重な時間を大切に、豊かな環境の下で、様々な経験を積み重ねていきます。大切なことは、あたまと身体、そして、素直な人間らしい、やさしさに溢れた思いやりの心を育てていくことが私たちの願いです。

保護者にとって…

核家族化の増加、地域社会との関わりが希薄となってきた今日、子ども達を取り巻く環境は大きく変化してきています。地域と家庭と幼稚園とのバランスのとれた中で、子どもの育ちはその効果を増していくものですが、このような時代において幼稚園が求められているものは、よりハイブリッドな役割であると考えます。子どもは無理なく自分のできることを精一杯やるのが楽しいものです。それがかけっこだったり、字を書くことであったり、本を読むことだったり、絵を描くことだったりします。子どもにとってできることが増えることはとても楽しいことなのです。しかし、子どもとお母さんの気持ちがすれ違ってしまうこともあるでしょう。それがお互いにストレスになってしまったり、他のお子さんと比べて自分を責めてしまったり、子育てがしんどくなることもあると思います。「あなたのままで母を生きる」という言葉があります。子どもにとって親はそのままで 100%、そばにいてだけで 100%、肩の力を抜いて、一緒に生きていきましょう。子どもの好奇心に刺激され、子どもの親を信じきっている目に頭を垂れ、子どもの生命力に感動し、ひたすら子どもに驚いて側にいることを楽しみましょう。

幼稚園ではいろいろな子育ての情報や子育ての悩みをご家庭と共有しながら、他の保護者の方と共通理解をしながら、保育をすすめてまいります。そして、子育てが楽しくなる、子どもの将来が楽しみになる、お母さんにとってそんな幼稚園でありたいと思います。

地域にとって…

幼児を育てる場所である幼稚園は、人的・物的にそれに相応しい場所であればなりません。本園では、四季の変化が明確な富山の特性を生かし、緑豊かで、季節の花に囲まれ、鳥・昆虫が、幼児と共に生きる場所でありたいと思います。そして、優しい先生や父母、兄弟姉妹、祖父母の皆様方、親切な地域の方々が集い、ホッと気持ちになり、楽しく豊かな時間がゆったりと流れる場所として、本園を提供したいと考えています。そして、平常時も災害時にあっても、地域の幼児のライフプレイスとして機能できる場所にしたいと考えています。

職員の行動指針

『 進み行く教師のみ教える権利あり 』

- 一、 私達は子どもの健全な成長を第一に考え全力で職務を遂行します。
- 一、 幼稚園教諭としての社会的責任を自覚し、専門職としての技術、指導力を高めるための研修・研鑽を積みます。
- 一、 私達は職場の輪を大切にし、園長の下に心を一つにして自分の持つ最大限の力を発揮するよう努力します。
- 一、 子ども達に最上の保育環境を設定すると共に、子ども達に万が一のことがあった時には、命をかけて子ども達を守ります。

《 こんな子に育てて欲しいな… 》

- ☆ 思いやりのある子
- ☆ すすんで、挨拶のできる子
- ☆ 健康で、あかるいげんきな子
- ☆ じぶんで考え、くふうする子

私達は、皆様のかげがえのない子どもたち一人一人の個性を大切にしながら、思いやりのある、心豊かな情操が育むことができる活動や、経験をさせたいと考えています。

めぐみ幼稚園の教育目標

『 清 く 、 正 し く 、 元 気 な 子 供 』

本園は次のような基本目標によって幼児教育が推進されています。

『 本園は、学校教育法に準拠して幼児を教育し、適切な環境のうちに楽しい集団生活を営ませて、心身の発達を促し人間性の芽生えを養うことを目標とする 』

この目標を満たすために、次に様な具体目標をにかけて、日常の保育にあたります。

1. みほとけの教えを守る優しい子

かけがえのない自分に目覚め、生きている自分を大切にし、お釈迦様の教えを守り、あらゆる生き物の生命を大切にする優しい子どもを育てるように努めます。

2. いつもにこにこ明るい子

伸び伸びと、個性を尊重した保育を展開して、いつもにこにここと笑顔をやさしく、明朗活発な子どもに育てるように努めます。

3. 仲良く力を合わせる子

この世の中に生活していくにあたっては仲良く力を合わせる事が大切な事柄として考えられます。仲良くするには、優しい心情、人の心を思いやる心を育てることが大切と思われれます。特に社会性豊かな子どもに育つように指導します。

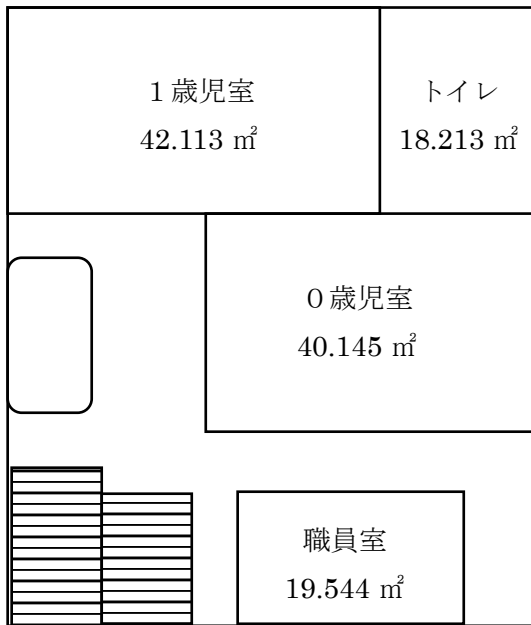
4. 自分で考え進んで取り組む子

自分の考えを自分で纏め、行動に移すことのできる積極的な子どもが、これからの社会に望まれます。自分の考えをしっかりとめることは、幼児にとってはやや困難なことと思われれますが、年齢相応に自分の考えをまとめて 進んで行動できる子どもにと育てます。

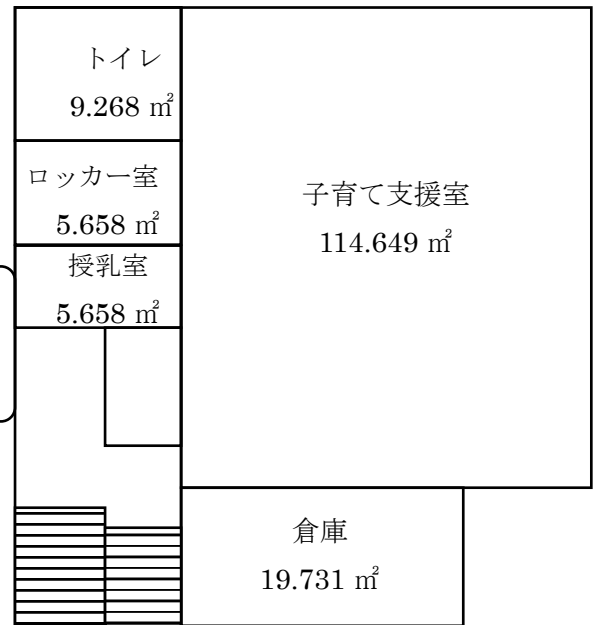
5. 体も心も丈夫な子

心身ともに健康で生活力豊かに、どんなことにも耐えることのできる丈夫な子どもに育てます。これらの目標を満たすためには、本園の置かれている環境を生かしていくことが重要な課題になります。本園は曹洞宗剛琳寺の境内に位置し、宗教的な雰囲気満ち溢れた環境にあります。また、静かな田園地帯に位置し、四季を通じたさまざまな自然や生物に触れ合うことのできる環境にあります。幼児教育にあたるものとして、本園の置かれた環境を生かした教育指導をして、仏恩に報じなければなりません。

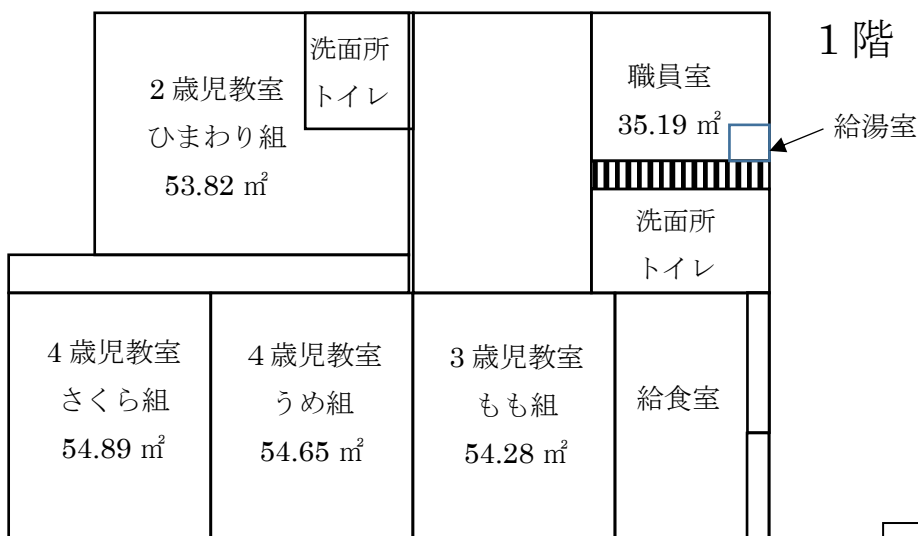
めぐみ幼稚園の施設・設備環境



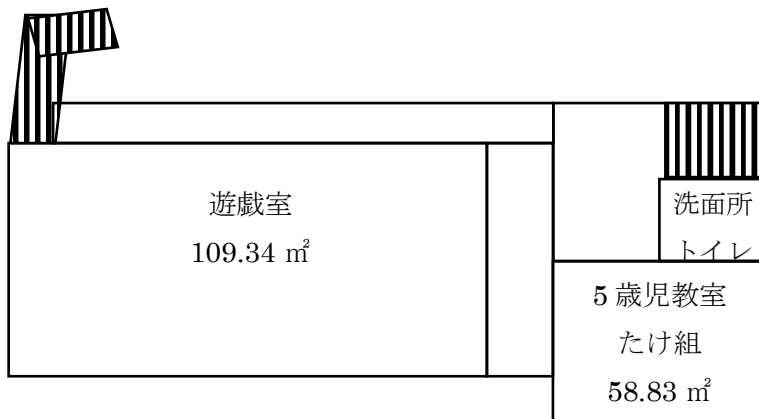
1階



2階



1階



構造・面積

- ・ 敷地面積 … 1,682 m²
- ・ 園舎面積 … 1208.95 m²
- ・ 園庭面積 … 583 m²
- ・ 園舎構造 … 鉄骨 2 階建
アルミニウム板葺

個性的な主活動

自分らしさを見つけるために、多様な環境を提供しています。

子ども達一人ひとりが持っている能力はそれぞれ異なりますが、自分でその力に気付くことは難しいことです。いろいろな体験を通して、自分の力を知ったり、新たな一面に気付いたり、自分らしさを見つけて欲しいと考えています。また、ひとりの力は小さいけれど、みんなで力を合わせると大きな力となり、勇気が湧いてくることを感じながら、お互い支え合い、様々な事に挑戦していきます。

子ども達が、毎日を健康で安全に安心して生活できるように配慮し、毎日を楽しく過ごせるように、様々な活動を取り入れて、一人ひとりの心身発達に取り組んでいます。

【正課体操指導】

運動神経を司る小脳は、幼児期にほぼ 100%完成してしまいます。故に、幼児期における運動神経の発達が、将来に大きく影響を与えることになるのです。子ども達は、専門講師の指導の下、身体を動かしながらいろいろなことを身につけていきます。何度もトライして、「できない？」が「できた！」になった瞬間の輝きが、子ども達を大きくしていきます。本園ではこのプロセスを大切に、身体機能の調和的な発達を目指しています。

【総合音読指導】

漢字仮名まじりの絵本を使用して、声に出して読み進めていきます。この取り組みは、昔から学習の基本として行われてきたものであり、子ども達は、音読の取り組みを通じて、読む技術の習得と語彙を増やし、創造力やみずみずしい感受性を培っていきます。

【正課マーチング指導】

心と身体の融合教育を目指して、マーチング活動を実施しています。みんなで力を合わせて、一つのことを丹念に創りあげ、仕上げていくことに全力を尽くすという経験は、大変に尊いものです。年少組の頃から、コツコツと指導する中で、集中力・持続性・機敏性等を養います。

【書写指導・プリント活動】

園生活の中で、書くことを通して手指の動き・言葉の感覚を向上させる様々な取り組みを実施しています。幼児期に書くという経験持つことは、それ自体が「外なる脳」と言われる手指の動きと「内なる脳」である言葉の感覚を高めることに繋がります。書写指導では、鉛筆の持ち方に始まり、ぬり文字、写し文字、模写等を経験しながら、絵日記や簡単な作文へと取り組んでいきます。

教育内容

幼稚園の教育内容は、学校教育法に基づき園則に規定されています。また、『幼稚園教育要領』に示されている5領域の各事項を2年または3年の間に指導することになっています。

そのための指導方法と教材は、各教師が園児の状態に合わせて適したものを用いています。

5領域は、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」に分かれています。

1. 健康と安全（健康領域）

一. 保健衛生

人間の生活にとって身体が健康であることは重要なことです。健康な生活を保つための習慣や態度を身につけることによって、これからの人生を有意義に送ることが出来るものと思います。

健康な生活に必要な態度として

- ① 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- ② いろいろな遊びの中で十分に身体を動かす。
- ③ 進んで戸外で遊ぶ。
- ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- ⑤ 健康な生活のリズムを身につける。
- ⑥ 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- ⑦ 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。
- ⑧ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- ⑨ 危険な場所、危険な遊び方、災害時等の行動の仕方が分かり、安全に気をつけて行動する。



二. 運動

健康な身体を保つためには、適切な運動をすることも大切なことです。そこで運動の内容として次のような事項があげられます。

- ① 歩く、走る、飛ぶなどの運動。
- ② 投げる、押す、引く、転がる等の運動。
- ③ かけっこ、縄跳び、整列等の指導。
- ④ 鬼ごっこ等の集団遊び。
- ⑤ 滑り台、ブランコ等の遊び。
- ⑥ ボール、網、跳び箱等での遊び。
- ⑦ リズミカルな運動。
- ⑧ 運動器具の使い方、後片付け。
- ⑨ 決まりを守って仲良く遊ぶ。

三. 安全

健康であると同時に安全な生活を保つことは、現代の社会では、是非とも身に付けなければならない事です。特に交通に対する配慮、園内での安全等について関心を持たせます。

- ① ケガをしないように気をつける。
- ② 安全に気をつけて用具や遊具を使う。
- ③ 危険な物に近寄らない。
- ④ 交通の規則を守る。
- ⑤ 非常の時先生の指示に従う。

等の事柄を年齢に応じて指導します。

2. 社会性の育成（人間関係領域）

社会生活を営む上で、自立心を育て、人と関わる力を身に付けていくことは人間として重要なことで、幼児期にこそ大切なことです。個人生活、社会生活の両面にわたってこのことの育成に努力するわけです。

一. 個人生活のしつけ

- ① 自分で出来ることは自分でする。
- ② 明るく、のびのびと行動する。
- ③ 規律ある生活をする。
- ④ 良いことや悪いことの区別が出来るようになり、考えて行動する。
- ⑤ 遊びや仕事を熱心にし、最後までやり通す。



これらの事項は全てご家庭との密接な連絡を保ちながらなされなければなりません。園では、それぞれ適切な機会に反復指導をするように心がけていくわけです。

二. 社会生活のしつけ

幼稚園という集団の中で生活をし、また、もっと広い集団の中での生活を考える時、当然ながら人と仲良く、人に迷惑をかけない態度が望まれます。それにより愛情や信頼感を培うことが出来るものと考えます。

- ① 友達と積極的にかかわりながら、喜びや悲しみを共感し合う。
- ② 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気づく。
- ③ 友達の良いところに気づき、認めることが出来る。
- ④ 友達と仲良く遊ぶ。
- ⑤ 友達と一緒に物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。
- ⑥ 人に親切にし、親切にされたら礼を言う。
- ⑦ 人に迷惑をかけたなら謝り、人の過ちを許す。



- ⑧ 父母や先生に言われたことを素直に聞く。
- ⑨ 遊びのきまりを守る。
- ⑩ 約束を守る。
- ⑪ 共同の遊具や用具を大切に譲り合う。
- ⑫ 公共の施設を大切に使用する心を養う。

これらは全て園や、家庭における経験を通して身に付けていかなければなりません。

三. 社会事象への関心

園児の身近で、社会のために努力している人々への関心を持たせ感謝の念を抱かせます。

- ① 園や家庭でみんな助け合っていることを知る。
- ② 園の行事に喜んで参加する。
- ③ 自分たちのために働いている人たちを知る。
- ④ 身近にいる高齢者の方を敬い、思いやりの心を持つ。
- ⑤ いろいろな所でみんなのために物を作っていることを知る。
- ⑥ いろいろな出来事に関心を持つ。



3. 自然事象・数量（環境領域）

ごく身近な生活の中で、動物や植物、自然事象に関心を持ち触れ合う事は、人間として生活していく上で全てのものへの愛情につながります。自分より弱いものへの愛情の芽生えをしっかりと幼児期に育てたいと思います。

一. 身近な環境に対して好奇心や探求心を養う

- ① 日常生活に関心の深いいろいろな情報に対して関心を持ち、取捨選択できる感性を養う。
- ② 公共機関、交通機関に関心を持つ。
- ③ さまざまな行事を通して国旗に興味を持つ。

二. 自然の事象にふれて科学性の芽生えを育てる

- ① 自然に触れ合う生活を送り、自然の大きさ、美しさ、不思議さ等に気付く。
- ② 身近な動植物に親しみを持って接し、生命の尊さに気付き、いたわりの心を持つ。
- ③ 身近なものの性質、人間や動物の生活には変化があることを知る。
- ④ 気象や天体の移り変わり・変化に対しての不思議さや驚きを感じさせる。

三. さまざまな用具や機械の扱い方を知らせる

はさみの使い方、ドアの開け方、スイッチや水道の栓の取扱い等、身近な用具を正しく取扱う方法を身に付けます。

- ① 遊具や用具に興味を持ち、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- ② 動くおもちゃの仕組みに関心を持って遊ぶ。
- ③ 物を見るとき「どうしてこうなの?」「なぜ?」と関心を持つ事ができるように願う。
- ④ 身近な物を大切にする。

四. 数量図形などへの関心

物を数えたり、量の多い少ないを比べる能力を育てます。

- ① 量の大小の比較。
- ② 物を集めたり、同じ種類で分類整理する。
- ③ 長い短い、広い狭いなどについて関心を持たせる。
- ④ 物の形について……四角、丸、三角など。
- ⑤ 位置関係……前後、左右、遠近。
- ⑥ 簡単な標識や記号、ひらがなや漢字に関心を持たせる。

これらのことは、幼稚園から小学校、特に算数や理科との関連が深い内容です。特に物を数えるということなどは幼児の活動にはつきりと、数えられる数えられないという形で判るものですが幼稚園では、身近な物を通して遊びの中で指導されることが一番自然であり、理想であると考えます。

4. 言葉と文字（言語領域）

言葉は人間としての生活を保証するものと言えます。言葉がなくては毎日の生活も遊びも上手に行えません。幼稚園では自分自身で経験したことや考えたことを通して自分の思いを言葉で表現し、同時に人の話を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉の育成や文字への関心を高めます。

一. 聞くこと

- ① 先生や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを持って聞く。
- ② みんなと一緒に話を聞く。
- ③ 指示にしたがって行動する。

これらは、毎日の幼稚園生活の中で育っていくものであり、園と家庭との連絡を密にした中で育っていくものであると考えます。

二. 話すこと

自分の思っていることを自由に話せることは重要なことです。

- ① 経験したこと、見たこと、聞いたこと、感じたことなどを自分なりの言葉で表現する。
- ② 自分がしたいこと、してほしいことを言葉で表現したり疑問に思うことを尋ねたりする。
- ③ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ④ 友達と話し合う。
- ⑤ 話す態度に気をつける。
- ⑥ 伝言が出来る。

三. 言葉を使う

生活の中で必要な言葉が分かり、使うことが出来ることは大切なことです。

- ① 呼ばれたら「ハイ」と返事をする。
- ② 親しみを持って日常の挨拶をする。〔「おはよう」「さようなら」「ありがとう」など〕
- ③ 言葉を使う楽しさ、日本語の美しさを大切にします。
- ④ いろいろな体験を通じて、物事への深い洞察力、論理的な思考、鋭い感受性を養う。

日常生活の中での言葉が中心ですが、特に文字への関心を高めます。文字を知ることによって、絵本が読め、考える力も伸びていきます。無理に教え込むのではなく、生活を通して覚えるように文字環境を整えます。「カルタ遊び」等の「言葉遊び」もこの活動の中で行われます。卒園までには自分の名前が読めて書けるように、遊びや生活の中で指導していきます。

四. 絵本などに親しむ

園児たちは絵本や紙芝居を喜んで見ます。様々なジャンルの絵本や紙芝居が用意され、日々の保育の中で読み聞かせを行っております。これらのことを通して、想像力を豊かに育てていきます。劇遊びを行いながら、劇的な活動を通してもう一人の自分の表現に努め、見たこと感じたことのイメージを大切にし感性を豊かにします。また、本園では音読絵本を導入し、体系立った指導方の下に、美しい日本語の修得や、本の面白さを体感し、自分でスラスラと読めることの楽しさを味わうことにより、子ども達に大いなる自信を修得して欲しいと願って取り組んでおります。そして、この自信こそが子ども達の将来の学習にとって、大きな財産となるものと思います。配本は年間5冊です。年少組は年間3冊となります。一冊あたり600円のご負担となりますが、ご理解下さいますようお願いいたします。

5. 創造性と感性（表現領域）

自分で感じたことや考えたことを、自由に伸び伸びと表現出来ることは大切です。特に絵画製作や造形活動、音楽指導の面では、年齢に応じてこれらの活動が伸び伸びとなされます。

〔 音楽活動 〕

一. 歌ったり弾いたり

- ① 歌をうたう。
- ② 音程やリズムに気をつけてうたう。
- ③ カスタネット、タンバリン、大太鼓などを打ったりピアノを吹く。
- ④ みんなで速度、強弱に気をつけて、分担して楽器を弾く。
- ⑤ 楽器を大切にする。



年齢に応じて無理の無いように指導し、伸び伸びと楽しく、歌うこと、弾くことの喜びを味合わせます。

二. 動きのリズム

- ① リズミカルに走ったり、飛んだりする。
- ② 手を打ったり、楽器を弾いたりしながらリズミカルに動く。
- ③ 歌や曲を身体で表現する。
- ④ リズミカルな集団遊びを楽しんだり、友達の動きをみて楽しむ。

幼児は身体も柔軟ですから、平常の動きもリズミカルです。その動きをリズムに合わせることの楽しさを体験させます。

三. 音楽を聴くこと

自分で歌ったり、弾くことの他に、友達の歌や、他の演奏を聞かせます。

- ① 静かに喜んで音楽を聞く。
- ② 生活の中で音楽を楽しむ。
- ③ 友達の演奏や、優れた音楽を楽しむ。

音楽リズムでは、音楽的な活動を総合的に園児に与えます。また、園での仏さまの礼拝には仏教聖歌を歌い、宗教的な情操の育成に努めます。



〔 絵と造形活動 〕

一. 絵を描いたり、物を作ったり

- ① 自由に伸び伸び描いたり、作ったりする。
- ② 身近な材料で、絵を描いたり物を作ったりする。
- ③ 作ったもので遊ぶ。
- ④ みんなと一緒に描いたり作ったりする。



二. 工夫して表現する

- ① 自分から工夫して作ったり、そのものを使って飾ったりします。
- ② 自分たちの生活や遊びに使う物を工夫して作ったり、色や形に関心を持つ。
- ③ 生活をより豊かにするため、いろいろな色や形を使って表現させます。

三. 材料や用具を使う

- ① いろいろな材料を適切に使い、用具を使って作業を進めます。
- ② 使った用具の後始末をしっかりさせます。

四. 美しいものを喜ぶ

- ① 自分の作品や友達の作品を大切にし、それについて話したりします。
- ② 作ったものを飾ったり、使ったりして遊ばせます。

これらの活動によって作り出された作品は、各クラスに展示して、友達同士で見せ合ったり話し合ったりします。また、展覧会などの機会に発表します。これらは美的な情操、感性の芽生えを培うという点で大切な活動です。

造形展覧会について

子ども達の製作活動の成果を発表する場として、造形展覧会を隔年で実施しております。これは、日々における造形教育の集大成の意味合いを持ち、保育参観時に併せて、保護者の皆様方にご覧頂いております。



園行事の導入趣意

日常生活を、リズムを以って過ごすことは、子どもにとって毎日が非常に充実したものになります。しかし、日常生活の繰り返しとは別に、非日常体験である行事は、子どもにとって、緊張感と共に達成感を味わうものです。

四季様々な行事、月毎の行事・新学期から終業までの行事・保護者参加の行事・地域参加の行事等、様々な行事を行うことが、子どもの新しい力を引き出すきっかけとなります。

- 入園式…新入園児にとって初めての園行事であり、これから始まる幼稚園生活への期待に胸を膨らませます。また、私達教職員にとりましても、初心に立ち返る大切な一日でもあります。
- 花祭り…お釈迦様のお誕生日です。花で飾った花御堂に誕生仏をお祀りして、甘茶をかけてお祝いします。
- 親子遠足…園を離れ、違った環境の中で、伸び伸びと楽しんだり行動することにより、親と子、教師との繋がりや親しみをより強く深めます。
- 親子の集い…父の日に合わせて保育参観を行います。参観を通して親子の繋がりを深め、園でのお子さんの様子をご覧いただく機会です。
- 七夕まつり…夏祭りでは、いろいろなお店やコーナーが設置され、ご家族皆さんで楽しんでいただく機会でもあります。思い思いの浴衣を着て、ゲームをしたり、盆踊りを楽しんだり、短い時間ですがとても楽しい行事のひとつです。
- 夏期保育…夏休み期間中に行います。水遊びやプール遊びをして過ごします。
- 宿泊学習…年長組園児を対象とした宿泊学習を行います。皆でカレーを作ったり、水遊びをしたり、広い遊戯室で枕を並べて宿泊する経験は、とても楽しい思い出の一つとなります。
- 運動会…集団生活に慣れ親しんできた子ども達が、体操指導の集大成として、リズムやかっこなど、様々な競技に一生懸命に取り組みます。
- 園外保育…近隣の公園等へ出かけて、園外の豊かな自然にふれあいながら、思い切り身体を動かし、ドングリ拾いをしたりぶどう狩りをしたりと、楽しい時間を過ごします。
- 成道会生活発表会…1年間の締めくくりとして演技部門の発表を行います。毎年、リズムや舞踊劇などの分野があり、子ども達はいきいきと発表します。

- 書初め会…文字指導の成果発表の機会として実施しています。優秀者は表彰され、書写技量向上の一助とします。
- カルタ会…音読指導の成果発表の機会として実施します。学齢毎に諺、俳句、百人一首等の暗誦活動を通して、美しい日本語にふれる一助としています。
- 節分ご祈祷会…全園児が節分のご祈祷会に参加して、1年間の無病息災や学業増進等を祈念します。鬼の面の製作活動も併せて行われます。園内に「鬼は外、福は内」の音が響きます。
- 音楽音読発表会…音感音読活動の集大成として実施します。合唱、器楽演奏、アンサンブル等を行い、みんなで一つのことを創りあげていく喜びと尊さを学ぶ一助としています。
- 雛祭り…園児が製作したお雛様を飾り、桃の節句をお祝いし、成長を喜び合います。
- お涅槃会…お釈迦様のお亡くなりの方に参加します。お釈迦様の死を悲しみ、教えを守り、行うことによって、充実した生活を送れるように努めます。法要の後に行われるお団子まきは、子ども達の楽しみのひとつです。
- お別れ会…もうすぐ幼稚園を修了していく年長組園児と、年少年中組園児によるお別れの集いです。皆でいろんなゲームやプレゼント交換をしたり、お世話になった年長組園児に感謝の気持ちを伝える大切な行事のひとつです。
- 卒園式…こんなに小さかった子が、いつの間にか制服もかっこよく似合う頃になりました。この頃になるとお別れなのだなど実感します。毎年、3月になるとどの教室からも卒園に向けた歌声が聞こえてきます。卒園式の練習に臨む年長組の子ども達の表情は誇らしくもあり、もうすぐ一年生という自覚に溢れています。
- 個別懇談会…園生活を有意義に過ごすために、園生活やクラス内におけるお子さんの成長の様子等について、個別に懇談を行います。
- お誕生会（毎月）…毎月一度、その月のお誕生児と、その保護者を園全体でお祝いする集いです。遊戯室での様に成長の報告を行い、その後、人形劇やゲーム等の催しを楽しみます。また、誕生児の保護者を交えた親子会食は楽しみのひとつです。



開園日・開園時間及び休園日

基本開園時間 平日 7:00～19:00

① 1号認定（幼児教育のみを必要とする満3歳以上の子ども）

- ・ 開園日 月～金曜日
 - ・ 休園日 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・ 夏季休暇 7月25日～8月31日
 - ・ 冬期休暇 1月4日～1月7日
 - ・ 春期休暇 3月25日～4月5日
- 教育標準時間 8:00～14:00（昼食有）
- 延長保育時間 7:30～8:00/14:30～18:00

② 2・3号認定（保育を必要とする子ども）

- ・ 開園日 月～土曜日
- ・ 休園日 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

保育標準時間 7:00～18:00
延長保育 18:00～19:00（料金別途・要申請）

保育短時間 8:00～16:00
延長保育 7:00～8:00/16:00～18:00（料金別途・要申請）

※ 非常災害や感染症の流行等、緊迫した事態の場合、臨時に休園する場合があります。

※ 本園の提供する教育・保育の目的の為、休園日を開園する場合があります。

延長保育・土曜保育について

就労その他の理由で、家庭での保育が困難な場合に限ってのみ延長保育・土曜保育を実施します。買い物や兄弟姉妹の習い事の送迎等で延長保育利用、仕事がお休みの場合の土曜保育利用は原則としてできません。利用する場合は、別途利用申請書を提出して頂きます。

ご家族と離れて週6日間、最長11時間を園で過ごすことは、子どもの心身にとって大きな影響を伴うものです。子どもの気持ちを第一に考える本園としては、ご家族との愛着関係の形成が最も必要となる乳幼児期については、可能な限り、お子様と一緒に温かい時間を過ごして頂きたいと考えております。穏やかな家庭での時間、友達や教師と楽しむ園での時間が、相互に高め合うような保護者、ご家庭との協同を目指しています。

デイリープログラム - 1日の流れ -

子どもの心や身体は、24時間の「望ましい流れ」の中でつくられていきます。幼稚園では、園児の教育・保育は、ご家庭と連絡を取り、その日の体調や状況に応じて、個別に対応していきます。特に乳児や1歳前半までの園児につきまちは、未熟で個人差もあり、病気に対する抵抗力も弱いので一人ひとりの生活（ミルク・離乳食・昼食・排泄・遊び）を十分に考慮して教育・保育を致します。

新入園児の場合は、ご家庭での生活から少しずつ友達と楽しみながら、園の生活リズムに慣れることが出来るようにしていきます。

時間	3号認定 (乳児)	3号認定 (3歳未満児)	2号認定 (3歳以上児)	1号認定 (3歳児以上)
7:00	早朝保育	早朝保育	早朝保育	-
	登園	登園	登園	-
8:00	視診	視診	視診	登園(視診)
	検温	自由遊び	自由遊び	自由遊び
	おむつ交換	排泄		
9:00	午睡	体操	日課活動	日課活動
	おやつ	おやつ	体操集会	体操集会
	おむつ交換	排泄		
10:00	遊び	一斉保育	設定保育	設定保育
	おむつ交換	かたづけ		
	授乳	排泄		
11:00	給食	給食		
	授乳			
11:30	おむつ交換	排泄	片付け・給食準備	片付け・給食準備
12:00	午睡	午睡	給食・歯磨き	給食・歯磨き
13:00			自由遊び	自由遊び 降園(準備)
14:30	おむつ交換	排泄	排泄	預かり保育(希望者)
15:00	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
	授乳			
15:30	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び
16:00	おむつ交換	排泄	排泄	排泄
	降園準備	降園準備	降園準備	降園準備
17:00	降園	降園	降園	降園
18:00	延長保育	延長保育	延長保育	-
19:00	閉園	閉園	閉園	

食事の提供・食育の方針

本園では、子どもの年齢及び発達などに応じ、昼食及び間食（おやつ）の提供を行います。

○ 食事を摂る環境

0・1歳児は各保育室、2歳児から5歳児は各教室にて食事を摂ります。落ち着きのある家庭的な雰囲気を中心、子ども一人ひとりの発達やその日の体調、情緒に合わせた適切な提供を中心としています。3・4・5歳児は、集団で食べる喜びを感じる環境に配慮し、自ら食を営む力に繋がるよう、準備から後片付けまでの習慣が身に付くことを目指した援助を行います。

○ 食事の内容

本園の管理栄養士が立案したメニューに基づき、自園での完全給食となります。栄養面、健康面に配慮し、素材や産地、乳幼児期に相応しい、刺激を抑えた味付けとなるように配慮に努めています。また、旬の食材や地元食材を使ったメニュー、伝承文化や季節に応じたメニューも適宜取り入れています。献立は毎月の献立便りとして配布します。

○ お誕生会会食

毎月のお誕生会の後に、誕生児と保護者との会食を実施しています。普段の食事の様子や、お子様の様子等を、ご覧いただく機会となっております。

○ 離乳食とアレルギー食

0・1歳児の離乳食期に関しては、食事に関する身体の成長に合わせ、提供する食事の調理法や素材を変化させ、口の成長を促したり、手づかみ食べから食器への意欲へ繋げることを意識しています。スプーンや皿、茶碗等、使う食器や食べる際の椅子・机、保育者の関わりの量も変えていきます。アレルギーを持つ子どもについては、家庭と連絡を取りながら、原因食材を除去した食事を提供します。ご利用の際は、申請書にチェック表と医師の指示書を添えて、園まで提出していただきます。

○ お楽しみなお弁当の日

月に一回、ご家族の手作りの昼食の味を子ども達に…との思いから、お弁当の日を設けています。愛情たっぷりの特別な1食をお願い致します。

安全管理の方針

子ども達を大きなけがや事故から守り、伸び伸びした生活を保障します。

生活する場として、まず大切なのは保健的で安全であること、そして子ども達の生命が守られていることです。注意力が散漫になりやすく、危険を回避する能力が未熟な子ども達に、「なぜ危険なのか」「どういったことが起こってしまうのか」を根気よく教え、補助し、見守ります。避けることが出来ない天災では、被害を最小限に食い止める方法を考え、予防策を立てています。安心して子ども達を預けられる幼稚園を目指し、子ども自身の学びも考えた安全対策をとっています。

Medic First Aid (メディック・ファーストエイド)

時や場所を選ばず発生する緊急事態に備えて、職員全員が救急救命の国際ライセンスである Medic First Aid (メディック・ファーストエイド) を所得しています。この資格は、傷病者を専門医や救急隊員に引き渡すまでの短い時間に施すべきケアを体得した者が得られる資格です。この数分間にどれだけ適切な手当が提供されたかによって、その後の医療処置の効果が左右されるため、とても重要です。本園には AED (自動体外式除細動器) も設置されています。

園児の安全対策

園児の安全対策については、職員と保護者の皆様方が協力してこれにあたらなければなりません。園児の一日の生活は(登園時・在園時・降園時の家庭)等に分けて考えられます。

園としては(在園時・バス送迎時)の安全確保に万全を期します。

◎ 在園時の安全確保 (全園児、日本学校安全会に加入します)

万一「けが」をしました時は、ご家庭へ連絡の上、直ちに外科医にて治療を済ませます。(家庭薬程度ですむ擦り傷等は除く)

医者にかかった時は、次のような順で治療費の支払いをします。

(1)	「ケガ」をした園児を園の者が医院へ連れて行く。
(2)	ご家庭へ連絡する。
(3)	治療がすんだらご自宅へ帰す。
(4)	治療費については、保護者の方に立て替えて支払っていただく。
(5)	全治した段階で、治療費の領収書を園に持参していただく。
(6)	日本学校安全会に請求し、保護者に支払う。(園の仕事)

災害時について

- 非常時は別途定める「めぐみ幼稚園防災計画」等により対応します。
- 火災が発生した際は、発生場所による避難経路にて太田小学校もしくは園庭に避難します。
- 大地震が発生した際の避難場所は「太田小学校」です。この場合は、園児の安全確保の為、原則お迎えをお願い致します。
- 災害時の避難を想定して、月一度避難訓練（火災・地震・不審者対応）を行います。
- 主な防災設備
 - ・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・誘導灯 ・非常警報装置 ・防災備蓄（非常食等）
 - ・その他、建具、カーテン、絨毯等の防災処理

保護者一斉メールについて

- めぐみ幼稚園では、連絡網の体制として携帯電話のメールに情報を配信する「れんらくメールシステム」を導入しております。非常時の備えとしても必ず登録をお願いします。

運用事例内容 ●災害発生時の緊急連絡 ●不審者情報 ●行事の有無や連絡
●その他お知らせ

- めぐみ幼稚園では、コミュニケーションの大切さを十分に認識しております。こちらのシステムはあくまでも連絡手段の補完という位置づけとして捉え、保護者の方との直接のコミュニケーションを一番大切に行きたいと考えております。

保険加入について

本園では下記の保険に加入しております。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類：災害共済給付
- 全日本私立幼稚園連合会園児傷害保険（三井住友海上火災保険）
保険の種類：賠償責任保険 団体傷害保険

連絡事項について

緊急の時に必要です。

- お子様の急な病気や怪我の時には「家庭調査票」の緊急連絡先にご連絡を致します。保険証の番号等は正確にご記入下さい。変更がある場合には、その都度すぐにお知らせ下さい。
- 就労先が変わられました場合は、必ず担任にお申し出下さい。（家庭調査票に新しい就労先を記入致します。）
- 登降園は保護者の方が責任を持って行って下さい。お迎えの方がいつもと違う場合は必ずお知らせ下さい。（名前・お子様との続柄等）略取誘拐等の防止の為、確認させていただく場合があります。通園バスを利用される場合も同様です。
- 欠席や遅刻の場合は、午前9時迄にその理由を添えて、口頭あるいは電話で必ずお知らせ下さい。通園バス利用の場合は、乗降時刻の前までに、バス用携帯電話番号にお知らせ下さい。

二次感染防止の方針

大切な身体を育む幼児期に、子ども達を無菌室の中に閉じ込め、腫れ物に触るような生活環境を提供することに私達は反対です。「伸び伸びと遊ぶ環境を取り上げずに、命を守るために必要な感染防止対策をとること」こそが最も重要だと考えます。本園の衛生管理では、外部から持ち込まれる人体にとって有害な菌だけを除菌するという方法をとっています。職員も日々の衛生管理を徹底し、感染症や食中毒を防止すると共に、子ども達の手本となるように心掛けています。

徹底した手洗い習慣

集団生活での感染症の感染経路として、特に重要視されるのが接触感染です。これには徹底した手洗いが最も感染防止に繋がります。本園では、「流水式洗浄除菌水生成装置 ポラリエット」を洗面所に設置し、感染防止に努めています。

流水式洗浄除菌水生成装置 ポラリエット

流水式洗浄除菌水生成装置（ポラリエット）による除菌システムは、手洗いをはじめ、備品、調理器具等の厨房設備の除菌から、トイレ、洗面所のサニタリー等の洗浄まで、幅広い用途に除菌が可能な電解次亜水という学名の除菌水を使用したものである。流水式手洗いなので洗浄と除菌を同時に行うことが出来、およそ9秒間の洗浄で100%に近い除菌効果を発揮する。また、除菌水は積み木やブロック等の除菌をはじめ、怪我の洗浄など幅広い用途に使用が可能です。

オゾンエアクリア（除菌脱臭機器）

本園では、手術室の除菌装置としても使用されている空気除菌脱臭装置を設置しています。この機器は機械からオゾンを放出し、室内の隅々まで充満させて浮遊菌はもちろん、壁や天井、機械の裏側にある固着臭、付着菌まで短時間で強力で脱臭・除菌します。（壁や天井にある付着菌は浮遊菌原因の一つです）オゾンくん蒸後は自動的にオゾン分解機能が働きますので、入退室時にオゾンと人が接触することはありません。また、人がいる場合は「吸引空気清浄機」として使用可能ですので、吸引した空気はオゾンと多重フィルタシステムにより耐性菌を作らず除菌します。除菌・脱臭、集塵された清浄空気をマイナスイオンと共に放出しますので、あらゆる室内を快適空間に保ちます。

感染症について

- 病気の種類によって多くの園児にうつります。
 - 感染症と診断された時には、他のお子様にもうつりますので、お休みいただきます。完治して登園される場合には、かかりつけの医師に登園の可否をおたずねの上、登園許可証をご提出下さい。感染症が出た場合は、一斉メール等でお知らせを致します。ご心配なことがございましたらご相談下さい。互いにうつしあわないように気を付けましょう。
 - 感染症の登園基準については別紙をご確認下さい。

健康管理の方針

子ども達が毎日元気に過ごすためには、心身共に健康であることが大切です。心と身体が常に安定するよう、教師は、子ども達一人ひとりとの信頼関係を築くことを心掛けています。心も元気、身体も元気、どちらが欠けても本当の健康とはいえません。顔色、きげん、表情など、毎朝子ども達の様子を観察することから、幼稚園の健康管理は始まります。日々の教育の中で、この時期の子ども達に大切な運動や、必要な栄養、休息を十分に与えることで、病気をのり越えられるような体力、精神力を養い、健康維持・増進に繋げていきます。

各種健康診断

本園では、毎年5月に全園児を対象とした、各種健康診断を実施し、園児の健康管理をサポートしています。

- 内科検診……………内科医に、異状がないか総合的な検診をしていただきます。
- 眼科検診……………眼科医による眼の検診を受けます。治療の必要性や夏期保育期間中におけるプール・水遊び等の参考にしています。
- 歯科検診……………虫歯等がないか、歯科医に診ていただきます。治療の必要性や虫歯予防について役立てています
- 検尿検査……………検尿検査により、尿蛋白や潜血等の検査をします。
- 身体検査……………身長・体重を測定し、それらを記録し、成長の指針としています。（月1回）
- 清潔検査……………爪が伸びていると、衛生的にもよくありません。子ども達同士で思わぬ怪我をする場合もありますので、毎週月曜日に検査しています。又、ハンカチ・ティッシュを持参しているかなども検査しています。ハンカチは毎日新しいものを持たせましょう。

太陽を浴びる散歩や戸外遊び

日にあたることは、カルシウムの吸収を促し、骨を成熟させ、免疫力を高めます。暑さ・寒さを肌で感じることで皮膚も鍛えられ、風景の移り変わりを目にする感動は、心の充足にも繋がります。

学校医等の連絡先

職名	氏名	所属	住所	連絡先
学校内科医	松井智也	松井内科医院	富山市山室 180 - 1	492 - 3030
学校眼科医	石田ひとみ	石田眼科医院	富山市高屋敷 833 - 1 タカサンビル	492 - 0240
学校歯科医	石坂正明	石坂歯科医院	富山市山室 261 - 4	491 - 2351

不審者対策の方針

様々なケースを想定した準備の下、徹底した不審者対策を行います。

幼稚園には多くの方々が様々な理由で来園します。多くは正当な理由や用件があり、子どもに危害を加えることはありません。しかし近年、正当な用件なく園舎内に立ち入ろうとする者が増えています。幼稚園では、子ども達を犯罪被害から守るために、必要な体制を整備する必要があります。本園では職員間で情報交換・意見交換を行うことで、園の安全管理について共通理解を深め、意識の向上を図っています。子ども達の日々の生活に危険が起こらないような環境条件を整え、適切な不審者対策が出来るようにしています。

以下、本園での取り組みです。

- 複数台の防犯カメラを設置し、園の敷地に入ってくる訪問者のチェック
- 園内巡視により、安全管理と不審者の侵入防止
- 避難訓練と不審者侵入を想定した防犯訓練を毎月、交互に実施
- 警察・防犯協会の協力により、防犯教室を実施
- 地域・保護者の方から、周辺地域の不審者及び、園児の安全に関わる情報等を得た場合は、情報の確認を行い、関係機関に連絡・対応
- 登園・降園時には、職員が門に立ち、園児や保護者へ挨拶を行うと同時に、周辺を観察し、状況を把握
- 全教室にインターホンを、職員室には非常ベルを設置し、不審者情報や緊急時にはすぐに対応

様々なケースを想定しながら、実践的な不審者対応を訓練します。

実際に不審者が侵入した場合を想定して、園独自の対応マニュアルを作成し、数段階のレベル毎に連絡方法や避難経路等の情報を職員間で共有しています。定期的な訓練を積極的に行うことで、実際の現場に遭遇した際に、冷静な判断をもって子ども達を守ることが出来るように対策を立てています。

バス通園における安全対策

- お迎えに来られた方が、保護者あるいは親族と確認できない場合は、子どもを降車させず、園まで連れて戻ります。その際、園からご自宅へ電話連絡を行い、お迎えに来て頂くこととします。
- バスの運行コースは、外部には公開していません。又、防犯上、定期的に運行コースの変更を実施しています。

保護者送迎時における安全対策

- 園にお迎えに来られた方が、保護者あるいは親族と確認できない場合は、子どもをお渡しすることは出来ません。保護者以外の方がお迎えに来られる際は、来られる方のお名前・子どもとの続柄等について確認を行います。
- 徒歩通園の場合は、必ず保護者が付き添って下さい。

「ちょっと気になる…」を教えてください

園周辺で、お子さんの身の回りで、気になる出来事等がありましたら、園職員まで気軽にお伝え下さい。些細な情報から、事件を未然に防ぐことが出来る可能性が広がります。不審者に限らず、地域での様々な情報をいただきながら、コミュニケーションを取らせていただきます。

「まさか」が起きても動じない

不審者を見つけた場合にどう対処するか、冷静に判断し、落ち着いて状況に対応できるよう、危険度を軽いものから重いものまでコード別に分けて、対策をマニュアル化し、全職員が共有化することで不測の事態に備えています。

職員一人ひとりの強い意識

園外保育・行事等、状況に応じた安全確保のための役割分担の徹底を行っています。不審者の侵入を想定した避難訓練も定期的に行い、職員間で情報交換・意見交換を行うことで、共通理解を深め、職員一人ひとりが安全管理について意識の向上を図っています。

不審者情報がある場合の体制

関係機関等から不審者情報が寄せられた場合には、以下のように対処する

- 警察署、父母会や自治体へパトロールの要請。地域の幼稚園や学校へ不審者譲歩を伝達し、共有する。
- 園児を教室に誘導し、登園記録と照らし合わせて園児の人数を確認、教室での活動に切り替える。
- 園外活動の予定は中止とする。園外活動のクラスは、園からの指示に従い、周囲の状況に注意しつつ待機、又は指示されたルートを通り帰園する。

虐待防止のための措置

1. 本園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他、虐待防止のための職員に対する措置
2. 本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市子育て支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

衛生管理の方針

細心の注意と配慮で、子ども達の快適で清潔感のある教育環境を保障し続けます。

健康と安全は、子どもにとって最も基本的で重要なことです。それはそこで過ごす「人」のためのものであって、ただ「場」を整えるだけのものではいけません。子ども達は感染に対する抵抗力が弱く、免疫力もありません。更に、幼稚園には同年齢の子ども達が長い時間、生活を共にするという特性があるため、室内の温度・湿度・換気・採光に気をつけ、安全にも十分な注意が必要です。これらを十分に配慮し、幼稚園で過ごす人の健康を守り、病気や食中毒の予防を図ります。

全力で遊べる環境を守る

全身で遊ぶ場所だからこそ、定期的に殺菌消毒を実施しています。教室や水回りはもちろん、遊具や玩具等、複数の子どもが触るもの、口に入れるものは消毒をしています。思い切り遊んでもらうため伸び伸び遊ぶことが出来る場所を守ります。

体調不良児保育について

保育中に発熱など具合が悪くなった場合、保護者のお迎えまでの間、看護師が別室でお子様をお預かりします。

● 保育中の体調不良の場合

■ 健康に登園しても、保育中に体調不良の状況が生じた場合、基本的に 37.6℃以上の発熱や全身症状を見て熱が高くなくても、お子様が健康に生活を送れない状態の場合は、早めにお知らせ致します。お仕事の関係で、すぐにお迎えが出来ない場合は、別室等で体調不良園児保育を行います。乳幼児は早めの医師の処置が必要ですので、都合のつく限り早めのお迎えをお願い致します。

■ 病気が全快しても、健康児と同じ保育が出来ない場合、個別的に保育を致します。あくまでも、病気中のお子様をお預かりする病児保育とは異なりますので、その旨ご了承下さい。

● 病後の登園時注意事項

■ 昨夜熱があった、ご家庭で怪我をした等、健康上に変わったことがあれば登園時に必ずお知らせ下さい。

- ・ 発熱、皮膚などの異常、嘔吐下痢、機嫌が悪い、食欲がない、元気がなく顔色が悪い、通院した場合は病院名、病名と病状

■ 保育中に体調が悪くなった時には、早めにお知らせ致します。全身症状を見て熱が高くなくても、お子様が健康に生活を送れない場合は、ご連絡をすることがありますので、ご了承下さい。保護者の方がすぐに対応できない場合には、園でも出来る限りの対応はしたいと思っておりますので、ご相談下さい。

■ 病気や怪我の後に登園される時は、医師に「園に通っている」ことを話し、登園してもよいかどうかを確かめて下さい。（医師の許可証明書等は不要です）持病のあるお子様は必ず、入園の際にお知らせ下さい。（食物アレルギー、けいれん、心臓病、ぜんそくなど）

登園時の服装について

- 未満児（0・1歳児）は自由服登園をしていただきます。子どもの年齢にあった、着脱しやすいものをご用意下さい。（ひらひらのスカート、オーバーオール、裾の長いズボン、サンダル等は安全上危険ですので避けるようにして下さい。）
- 活動中の服装（自由服）のまま食事、お昼寝となります。お昼寝のしやすい素材や形でご準備下さい。（締め付けのあるものや装飾のあるものはお控え下さい）

	2歳児	3・4・5歳児
4月 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬用スモック ・冬用の制帽 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬用の制服制帽を着用し、登園後は体操服に着替えます。 <p>但し、進級児や新入園児は、学年により異なりますので、入園後に配布予定の詳細についてのお知らせをご確認下さい。</p>
6月～ 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬用スモック ・冬用の制帽 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬用の制服制帽を着用し、登園後は体操服に着替えます。
	全園児、運動会後から衣替えとなりますが、体調や天候、気温に応じた衣服の調節をお願い致します。	
冬期の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・長袖ブレザー（男児はズボン、女児はスカート） ・長袖ブラウス（男女共通） ・長袖の体操服上下（男女共通） <p>※ 体調や天候、気温に応じた衣服の調節をお願い致します。</p>	
夏期の服装	<ul style="list-style-type: none"> ・半袖ポロシャツ（男女共通） ・白い靴下 <p>※ 体調や天候、気温に応じた衣服の調節をお願い致します。</p>	

準備するもの

未満児（0・1・2歳児）	3歳以上児（3・4・5歳児）
<ul style="list-style-type: none"> ・着替え袋（下着、靴下、Tシャツ、ズボン各1枚） 季節の変わり目等に持ち帰りますので、中身の交換をお願い致します。 ・スモック（園指定のもの） ・制帽（園指定のもの） ・カバン（園指定のもの） ・通園バッグ（園指定のもの） ・お手拭きタオル、コップ、歯ブラシ、コップ袋 ・ランチセット（ランチマット、スプーン、フォーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え袋（下着、靴下、Tシャツ、ズボン各1枚） 季節の変わり目等に持ち帰りますので、中身の交換をお願い致します。 ・制服（園指定のもの） ・制帽（園指定のもの） ・カバン（園指定のもの） ・通園バッグ（園指定のもの） ・お手拭きタオル、コップ、歯ブラシ、コップ袋 ・ランチセット（ランチマット、スプーン、フォーク） <p>※ お箸については、担任とご相談下さい。</p>

欠席・遅刻・早退をする場合

電話連絡あるいは伝言にて必ずお知らせ下さい。

大型バス利用者	424-7766(園長自宅) 423-2531(幼稚園)	バス携帯電話 090 - 4322 - 1661
小型バス利用者	424-7766(園長自宅) 423-2531(幼稚園)	バス携帯電話 090 - 6811 - 6574

(注) 病気の場合は、本人のみならず、他の人への感染等を考慮し、無理な登園はさせないで下さい。また、登園後具合が悪くなった場合は、ご家庭に連絡いたしますので迎えをお願いします。

幼稚園は継続性が何よりも大切です。特別な事情がない限り、欠席はさせないようにして下さい。

徒歩通園児

1	保護者が責任を持って送迎して下さい。
2	通園の道はいつも決めておきましょう。
3	降園時間に遅れないように、玄関内でお待ち下さい。
4	園児より小さい幼児をお連れになって来園された場合も、保護者が責任を持って監督し、遊具その他での事故防止に努めて下さい。

バス通園児

1	別紙のバス時刻表にて運行いたしますが、道事情等により多少のずれが生じますので、保護者の方が各停留所まで責任を持って送迎して下さい。
2	送迎時刻の5分前には、停留所にてお待ち下さい。
3	必ずお子様と手をつないでお待ち下さい。(下車時も同様)
4	お迎えのない場合、お家にどなたもおられない場合は、園児を降ろさず園まで連れて帰ります。その際は、保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。

送迎について

車から玄関までを大切な時間に

- お子様と手を繋いで会話を楽しみながらの登降園も大切なコミュニケーションの時間です。その際は、車に十分に気をつけながら、交通マナーを学ぶ時間にもして下さい。また、正門前は特に園児の飛び出しに注意をお願い致します。

保護者と保育者とのコミュニケーションの場でもあります。

- 送迎時も、保護者の方と園・保育者が、お子様に関するコミュニケーションを取る大切な時間です。但し、保育をしながらとなりますので、十分に時間を取れないこともあります。その際は、お便り帳等をご活用下さい。

駐車場について

幼稚園専用駐車場利用について、お知らせ致します。必ずご一読の上、各留意点について、お車を運転されるご家族皆様方に周知の徹底をお願い致します。

(幼稚園駐車場)

- 園児送迎時における長時間の駐車は禁止です。用事が済み次第、速やかに出車して下さい。
- 幼稚園駐車場が満車の際は、幼稚園裏手の農道に駐車して下さい。
- 参観時は奥の方から順に駐車して下さい。手前ですと、他車の出入りに支障が生じます。必要に応じてグラウンドを駐車場として開放する場合がありますので、その際は、事前にご連絡を致します。

(幼稚園裏手の農道)

- 裏手の農道は公道でありますので駐車は可能です。但し、交差点付近や他家の車の出入等を妨げない為の配慮は、今後の利用継続の為にも大切なマナーでありますので、交差点付近への駐車は禁止です。
- 駐車の際は、必ず縦列駐車です。(厳守) 畑側ではなく田圃側の道路へ駐車して下さい。
- 神社側へ通じる道路への駐車も出来ますので、ご利用下さい。(用水側へ縦列駐車して下さい)

(課外教室参加の際)

課外教室開講時間帯は、駐車場は降園する園児を送迎する車両と課外教室参加園児を送迎する車両の出入りが多いので、幼稚園駐車場の利用は下記のとおりと致します。

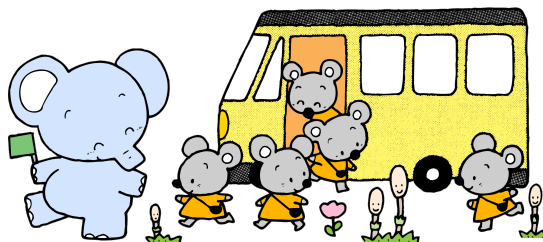
- 課外教室参加時における送迎の際、車は幼稚園駐車場をご利用下さい。満車の場合は、農道をご利用下さい。
- 課外教室参観日の際は、車は幼稚園駐車場あるいは裏手の農道へ駐車して下さい。参観時は奥の方から順に駐車して下さい。手前ですと、他車の出入りに支障が生じます。
- 参観終了後の、長時間の駐車はご遠慮下さい。
- 幼稚園裏手の農道は、全面舗装整備されており、車の往来も極めて少なく、隣接する県道は歩道が整備されておりますので安全です。
- 毎週金曜日に実施される課外スポーツクラブは、受講者が多いため時間帯によっては車の出入りが頻繁に行われます。また、月末の参観時には園駐車場は混雑しますので、その際は、農道への駐車をお願い致します。県道には歩道が整備されておりますので、ご利用下さい。



園児との約束事項

幼稚園教育のより良い効果をねらいとして、子ども達に在園中守っていただきたい事柄です。

- 時間を守るお友達になりましょう。登園時間・バス待ち合わせ時間・行事等の集合時間を守る。
- 言葉遣いに気をつけましょう。
- 簡単な挨拶ができるようになる。(相手に用件や伝言を伝えることができるようになる。)
- 返事は「はい」。大人も気をつけましょう。
- 遊具は仲良く使いましょう。(幼稚園という集団の場で)
- 正しい姿勢を心掛けましょう。腰骨を伸ばしましょう。
- 遊んだ後はきちんと片付けましょう。
- 遊具は大切に正しく遊びましょう。
- 紙くずやごみは必ずごみ箱に入れましょう。
- 人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 身体を大切にしましょう。就寝時間は翌日も元気に過ごせるように、午後8時を守りましょう。
- 一人で遊びには行かない。
- 一人で自転車には乗らない。
- 服装はいつも清潔に、身だしなみはよく。
- テラスは走らずに歩きましょう。
- トイレは大切に使いましょう。
- 帰宅したら手洗い、うがいの習慣を身に付けましょう。



毎日の様子について

2 歳児

- 保護者の方とのお子さまに関する情報共有は基本的に「お便り帳」を通して行います。保護者の方には家庭での状況等をご記入いただき、園からは、その日の様子やお知らせ、お願い事などを記入してお渡しします。
-

3・4・5 歳児

- 3・4・5 歳児も基本的に「お便り帳」で保護者の方との情報共有を致します。但し、「書く時間より、子ども達と向き合う時間を大切にしたい」という考えの下、基本的には、その日にお便り帳での連絡があった方にのみお返事を致します。また、連絡がなかった方へも、最近の様子を定期的にお伝えしたり、お知らせやお願い事等もお伝えすることがありますので、必ず毎日ご確認下さい。
 - 園での活動の様子等は、毎月の園便り・園ホームページ等でも、定期的にご紹介致します。
 - 3・4・5 歳児でも、「話す力」を意識して、今日あったことや、お弁当の日、行事の準備、持ち物等について、担任より、保護者の方への連絡をお子様へ伝えることがあります。是非、お家でお子さまから話を聞く機会をつくって下さると嬉しく思います。難しい内容の場合等は、園が掲示や配布物、お電話等で補足致します。
-

園便り・配布お知らせ・掲示

- 園便り・クラス便りには行事や準備打つなど、保護者に連絡する大切なお知らせが記載されています。他の配布物と合わせて、必ずご確認をお願い致します。ご家族の皆様で情報を共有して下さい。
-

担任制について

- めぐみ幼稚園では、一人ひとり全てのお子さまを、全ての職員で保育しております。基本的には担任との情報交換が主となりますが、延長保育時等は、担任以外の職員でもお気軽にお話し下さい。必要な場合はすぐに担任まで連絡致します。
-

小学校・他施設との接続について

- 就学前年となる年長児については、幼稚園指導要領に基づいて小学校との連携があります。通常は園での育ちをまとめた「教育要録」を就学先の小学校へ送付するとともに、1 年生担任とのミーティングを行っています。就学について、ご相談等がございましたら、お気軽に担任までお問い合わせ下さい。

薬について

薬を飲ませてほしい時は…

- 「予薬連絡票」がありますので、必要事項を記入・捺印されてご提出下さい。こちらで確認の上、予薬させていただきます。「予薬連絡票」は園のホームページからもダウンロードできます。
- 与薬連絡票のない薬については飲ませることは出来ませんの、予めご了承下さい。

保護者の方へ…

1. お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急上止むを得ない理由で保護者が登園できない時は、保護者と園側で話し合いの上、園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「連絡票」に必要事項を記載されて、薬に添付して園に手渡していただきます。
2. 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
3. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を貼付して下さい。尚、使用にあたっては、その都度保護者にご連絡しますので、ご了承下さい。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というような症状を判断して与えなければならない場合は、園としてはその判断が出来ませんので、その都度、保護者にご連絡することとなりますので、ご了承下さい。
7. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等のように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、幼稚園教育要領によって、子どもの主治医又は学校医の指示に従うと共に、相互の連携が必要です。
8. 持参する薬について
 - ① 医師が処方した薬には必ず「与薬票」を添付して下さい。尚、「薬剤情報提供書」がある場合は、それも添付して下さい。
 - ② 使用する薬は、一回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
 - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。
9. 主治医の診察を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで、園に在園していることと、幼稚園では原則として、薬の使用が出来ないことをお伝え下さい。

必ずお伝え下さい

- 主治医の診察を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで、園に在園していることと、園では原則として、薬の使用が出来ないこと、「幼稚園にいる間に投薬は必要ですか」と、必ずお聞き下さいますようお願い致します。

個人情報管理について

個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、めぐみ幼稚園（以下「本園」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、本園の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「個人情報」とは、本園の現在及び過去の園児や保護者、教職員並びに本園に係るその他のものに関する情報であり、本園が業務上取得し、又は作成したもののうち、氏名、住所、電話番号その他の記述により、特定の個人が識別又は識別され得るものをいう。

2 この規定における「情報主体」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

3 この規定における「記録文書」とは、本園において保有している個人情報を記録した文書、図面、写真、ファイル、磁気テープ、磁気ディスク等をいう。

(責務)

第3条 本園は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本園の教職員等は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとし、当該職務を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第4条 本園は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、本園理事長（設置者）又は園長をもって充てる。

3 管理者は、この規程に基づき、率先して個人情報の適正な管理及びプライバシー保護の任に当たるとともに、個人情報取扱者の指導・監督に努めなければならない。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

第5条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の収集は、思想、信仰及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的に行ってはならない。

3 個人情報の収集は、情報主体から、適正かつ公正な手段によって行われなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から収集することができる。

(1) 法令の規定に基づくとき

(2) 情報主体の同意があるとき

(3) 出版、報道等により公にされているとき

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、管理者が緊急かつやむを得ないと認められるとき

(5) その他管理者が第三者から収集することに相当の理由があると認めるとき

4 個人情報を第三者から収集するときは、情報主体の権利利益及びプライバシーを侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。

(利用および提供の制限)

第6条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は本園以外の者若しくは機関へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき
 - (2) 情報主体の同意があるとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、管理者が緊急かつやむを得ないと認めたととき
 - (4) 管理者が調査・統計をとる必要があると認めたととき
 - (5) 本園内における業務上及び事務上の必要があり、情報主体の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- 2 管理者は、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、当該利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 管理者は、利用目的を変更した場合には、その旨を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前二項の場合において、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- (1) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
 - (2) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき
 - (3) 国又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) その取得の状況から、当該利用目的が明らかであると管理者が認めたととき
- 5 管理者は、第一項ただし書の規定により個人情報を本園以外の者若しくは機関へ提供する場合は、当該個人情報の提供を受ける者に対し、当該利用目的若しくは利用方法に必要な制限を付し、又は本園の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

(入園希望者・合格者等の個人情報の収集、利用及び第三者への提供)

第7条 本園の園児となる目的で情報主体等から提供された個人情報に関しては、前2条を準用し、取り扱う。

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第8条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、個人情報をその目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(外部委託)

第9条 本園が、個人情報の取扱いに係る特定の事務の全部又は一部を本園以外の者又は機関に委託する場合には、個人情報の適正な取扱いについて受託者が守るべき義務を当該契約において明らかにしなければならない。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

(自己情報の開示請求)

第10条 情報主体は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対し、開示の請求をすることができる。

- 2 前項の請求(以下「開示請求」という)をするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者あてに提出するものとする。
- 3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該個人情報を開示するものとする。但し、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

- (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき

(2) 開示をすることにより、本園の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき

(3) その他管理者が相当の理由があると認めたとき

(開示の決定)

第11条 管理者は、開示請求を受けたときは、遅延なく、当該開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 管理者は、個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第12条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付又は閲覧することにより行う。この場合において、個人情報が磁気テープ、磁気ディスク等に記録されている場合は、印字装置により出力した物の写しを交付する。

2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正の請求又は削除)

第13条 情報主体は、自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正又は削除の請求をすることができる。

2 第8条第2項の規定は、個人情報の訂正又削除の請求をする場合について準用する。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を情報主体本人に文書で通知しなければならない。

第5章 不服の申立て

(不服の申立て)

第14条 情報主体は、個人情報の取扱いに関する事項について不服がある場合は、管理者に対し、不服の申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該管理者あてに提出するものとする。

3 管理者は、第一項の申立てがあったときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。この場合において、管理者は、必要に応じ、不服申立人、その他関係者の出席者を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 管理者は、調査終了後、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。

附則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

問い合わせ先	施設給付型幼稚園 〒939-8042 富山県富山市太田北区159番地 めぐみ幼稚園 TEL 076-423-2531 FAX076-423-2576 E-mail megumi- youchien@r8.dion.ne.jp
--------	--

ご意見・ご要望解決の仕組みについて

本園のご意見・ご要望解決の体制は下記のとおりです。

保護者の皆様と幼稚園のコミュニケーションの活性化を目指して、「ご意見・ご要望・苦情（以下「要望等」とする）を解決するための仕組みに関する規定」を設け、保護者の皆様の要望等に的確に応え、よりよい幼稚園づくりを進めて参りたいと考えております。

お気付きのことがあれば、幼稚園に対してのご要望を下さるようお願いいたします。なお、仕組みは次のとおりです。要望等のお申し出に関しましては、解決責任者、受付担当者及び第三者委員を下記のように設置致しました。

解決責任者

- めぐみ幼稚園園長

意見・要望受付担当者

- めぐみ幼稚園 主幹教諭

第三者委員

- 中立の立場に立ち、解決までの話し合いへの立会い・助言や要望受付園の相談役になっていただく方、2名で構成されています。

要望・意見解決の方法

要望・意見の受付

- 相談内容は面接、電話、書面などにより受付担当者が受け付けます。

受け付けの報告・確認

- 受け付けた要望は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。第三者委員への報告は、匿名の手紙、電話等による要望等も全て行います。

解決のための話し合い

- 解決責任者は、申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際に、申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

解決の通知

- 受け付けた要望等は、解決責任者より口答又は改善されたものの通知書、調査を実施したことの報告書、または調査を行わない旨の通知書にて申出人へ通知します。

解決の公表

- 個人情報に関するものや申出人が拒否した場合を除いて、要望等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページにおいて公表し幼稚園の改善に努めます。
- この解決の仕組みは、令和2年4月1日から実施します。

利用の開始と終了について

本園は、以下の場合に教育・保育の提供を開始します。

- (1) 支給認定を受けた保護者からの利用申請の申し出があり、選考または富山市による利用調整などの適正な手続きを経た上で、入園の決定がなされた時の支給認定所に記載の利用開始希望日とする。但し、年度途中の入園については、保護者の希望及び園の状況が整う場合に限り、入園希望日の2週間前から利用を開始することが出来る。

本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了します。

- (1) 1号認定の子どもが、小学校就学の始期に達した時。
- (2) 保護者から退園の申し出があった時。
- (3) 利用者負担額の支払いが1ヶ月以上延滞し、施設及び市町村からの相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合。
- (4) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じた時。

保育料無償化について

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育に係る経済的な負担軽減を図る少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

■ 1号認定（教育標準時間認定の子ども）

すべての階層区分に於いて、保育料は無償化対象となります。

但し、園児が個別に使用する物品及び教材や、本園が提供する教育・保育に必要な費用を負担して頂きます。詳しくは別表「その他の費用」をご確認下さい。

■ 2号認定（保育標準時間・保育短時間の満3歳以上の子ども）

すべての階層区分に於いて、保育料は無償化対象となります。

但し、園児が個別に使用する物品及び教材や、本園が提供する教育・保育に必要な費用を負担して頂きます。詳しくは別表「その他の費用」をご確認下さい。

■ 3号認定（保育標準時間・保育短時間の満3歳未満の子ども）

0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の保育料が無償化対象となります。

無償化対象外の子ども達は、富山市が定める基本保育料をお支払い頂きます。保育料は富山市のHP等でご確認下さい。 富山市こども支援課

<http://www.city.toyama.toyama.jp/kodomokateibu/kodomohukusi/kodomofukusi.html>

但し、園児が個別に使用する物品及び教材や、本園が提供する教育・保育に必要な費用を負担して頂きます。詳しくは別表「その他の費用」をご確認下さい。

延長保育無償化について

預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。

→ 申請手続きについては、園から配布するお知らせをご確認下さい。

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子ども達の利用料が1日450円×利用日数（月額11,300円まで）を上限に無償化されます。

● 満3歳児については、保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもを対象に、1日450円×利用日数（月額16,300円まで）を上限に無償化されます。

● ご利用後、別途市へ請求が必要となります。

（算定イメージ）

利用料 (A)	利用日数 (B)	上限額 (C)=(B)×450円	無償化対象額 (D)=(A)と(C)の低い方	実質負担額 (A)-(D)
8,000円	20日	9,000円	8,000円	0円

※ 1時間/100円 1日最大4時間利用×20日間での計算

給食費(食材料費)無償化について

■ 1号認定（教育標準時間認定の子ども）

年収360万円未満相当世帯の子どもについては副食費（おかず代）が免除されます。

■ 2号認定（保育標準時間・保育短時間の満3歳以上の子ども）

■ 3号認定（保育標準時間・保育短時間の満3歳未満の子ども）

※ 幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則となっております。無償化に伴い、主食分と副食分の給食費をご負担いただくこととなりますので、ご理解ご協力のほどお願い致します。

※ 保育料無償化の対象となる子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費（おかず代）が免除されます。

第3子以降とは、小学校就学前までの子どもから数えて3人目以降です。

支払方法について

支払方法は、以下の通りとなります。

① 口座振替払

毎月 10日 に引き落としになります。

北陸銀行の口座をご用意下さい。(どの支店でも構いません)

【指定口座】

北陸銀行 清水町支店 普通口座

口座名義 学校法人剛琳寺学園 理事 浮田正樹

② 現金払い

毎月10日(土日の場合は翌月曜日、祝日の場合は翌日)に、事務室までにお願ひ致します。

指定日以外は、お預かりできないことがあります。予めご了承下さい。

運営主体・利用施設

■ 運営主体 学校法人剛琳寺学園 めぐみ幼稚園（昭和57年1月6日認可）

■ 代表者 理事長 浮田正樹

■ 所在地 〒939 - 8042 富山県富山市太田北区 159 番地

■ 連絡先 TEL 076 - 423 - 2531 FAX 076 - 423 - 2576

■ 施設種類 幼保連携型認定こども園

■ 施設名 めぐみ幼稚園（令和2年4月1日開設／昭和57年4月1日幼稚園として開設）

■ 所在地 〒939 - 8042 富山県富山市太田北区 159 番地

連絡先 TEL 076 - 423 - 2531 FAX 076 - 423 - 2576

E-mail megumi-youchien@r8.dion.ne.jp

URL <http://www.megumi-youchien.jp/>

■ 管理者 園長 浮田 正樹

■ 利用定員 150名（合計）

利用対象	1号認定（保育を必要としない満3歳以上の子ども）	3・4・5歳児	計50名
	2号認定（保育を必要とする 満3歳以上の子ども）	3・4・5歳児	計60名
	3号認定（保育を必要とする 満3歳未満の子ども）	2歳児	20名
		1歳児	15名
		0歳児	5名

延長保育とその費用について

1号認定 (3歳以上児のみ)

時 間	内 容	費 用
8 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0	教育標準時間	保育料に含む
1 4 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	延長保育②	1 時間/100 円

2・3号認定

(短時間) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

時 間	内 容	費 用
7 : 3 0 ~ 8 : 0 0	延長保育①	30 分/500 円
8 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0	教育標準時間	保育料に含む
1 4 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	保育時間	保育料に含む
1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	延長保育②	1 時間/200 円

※ 土曜日は17:00閉園

(保育標準時間) 7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0

時 間	内 容	費 用
7 : 0 0 ~ 8 : 0 0	保育時間	保育料に含む
8 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0	教育標準時間	保育料に含む
1 4 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	保育時間	保育料に含む
1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	延長保育②	60 分/500 円

※ 土曜日は18:00閉園